

女性に硫酸男に実刑

地裁・懲役2年6月判決

「恐怖理解できる」

高崎市で昨年4月、買い物中の女性が相次

いで硫酸をかけられた事件で、傷害と器物損壊の罪に問われた同市山名町、無職、北村宣

晃被告(31)に対し、前橋地裁(野口佳子裁判長は29日、懲役2年6月(求刑・懲役6年)を言い渡した。別の事件で昨年3月に東京地裁で言い渡された懲役1年6月の執行猶予も取り消され、合わせて執行される見通し。

【尾崎修二】

被告「すいませんでした」

判決理由で野口裁判長は「身勝手にも女性の衣服を損壊させ、驚かせようと考えた犯行。本人は軽く考へていたが、被害者は足にやけどを負い、皮膚に変色の跡が残った人もいた。正体不明の恐怖感や不安も十分理解できること」と述べた。一方で「求刑は事案とは見合っていない」と指摘。

再犯防止 厳罰より矯正重要

「保護観察付き執行猶予判決の言い渡しか

などの事件での懲役刑が合わせて執行される

した。弁護人は「社会復帰できるよう、懲役を終えたら医療的なアドバイスを受けてもらおう」と明言した。専門

関係者によると、北村被告は2013年11月~14年6月、東京都内で通行人の女性3人

の手提げバッグに体液

入りの空き缶を入れて汚したり、別の女性宅

に侵入したりしたとし

ます。

もっと専門的な治療を

える。

ことも考慮した。

野口裁判長が判決言

い渡し後に「被害者と家族がどのような思いであったかを感じ、二度とこのようなことを起こさないでください」と説諭すると、直立不動で聴いていた北

村被告は「すいませんでした」と一礼した。

被告側は控訴しない方針。前橋地檢の小沢正明次席検事は「判決

内容を精査し、適正に

対処していきたい」とコメントを発表した。

判決によると、北村被告は昨年4月2~6

日、JR高崎駅ビルの商業施設や高崎市矢中町のショッピングセンター「アピタ高崎店」で、当時23~44歳の女性3人に硫酸をかけ、コートやストッキングを落かし、足に軽いやけどを負わせた。

3月下旬ごろ、イン

ターネットで検索して

いて「ケーキシロップ

みたいに硫酸を使つた

らどうなるのか」という好奇心を持った」とい

う。自分の肌や布で試し、ガスコンロで加熱して水を蒸発させて実験し、濃度を高めた硫酸をプラスチック製の容器に入れ、高崎市街地に向かった。4月2日に保護司と面会した後、夕方から夜にかけ、駅ビルやショッピングセンターで女性に次々と硫酸をかけた。

保護観察とは、保護

観察所の指導監督下で

生活しながら更生を図る制度。保護司が定期的に面接や電話で接触し、指導する。県内の60代の女性保護司は

精神医学)は「性犯罪をめぐる厳罰化の議論が進んでいるが、刑務所への『隔離』は再犯の抑止力にはならない。社会が加害者とどう向き合えばよい、国民全員が考えるべき問題ではないか」と訴

や住居侵入の罪に問われた。14年秋にはケイシロップを女性にかけたこともあった。15年3月16日、東京地裁で懲役1年6月、保護観察執行猶予3年の有罪判決を受けた。

医師や保健所による治療的なサポートがあることこそ、保護司の仕事も生きてくる」と話す。

東京のNPO「性障

害専門医療センター

は、性犯罪やストーカー行為の加害者に對

し、心理療法と性欲を減退させる薬物療法を組み合わせた専門的な

治療を施している。

だ、治療は自費で、本

人や家族が申し出で始まる。代表理事を務める福井裕輝医師(司法

精神医学)は「性犯罪をめぐる厳罰化の議論が進んでいるが、刑務

所への『隔離』は再犯の抑止力にはならない。社会が加害者とどう向き合えばよい、国民全員が考えるべき問題ではないか」と訴

え。

北村被告を批判し、諭

北村被告を批判し、諭